

# 母親クラブ「つくし」会則

(名称・拠点) 第一条 本会は母親クラブ「つくし」と称し活動拠点は杉並区立高円寺南児童館とする。

(目的) 第二条 この会は会員の積極的参加と協力を基礎にして心身ともに健全な児童を育てるための正しい知識を学び、地域における児童の健全な育成を図るための活動を推進することを目的にする。

(活動) 第三条 この会は前条の目的を達するため、次の活動を行う。

- ① 親子・世代間の交流、文化活動
- ② 児童の育成に関する研修活動
- ③ 児童の事故防止に関する活動
- ④ その他（大人のための集まり）

(役員) 第四条 この会に次の役員を置く

- |        |    |
|--------|----|
| ① 会長   | 1名 |
| ② 副会長  | 1名 |
| ③ 会計   | 1名 |
| ④ 会計監査 | 1名 |

(役員を選任・任期及び担当) 第五条

- ① 役員は会員の互選により選任する。
- ② 役員の任期は1年とし再任を妨げない。
- ③ 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
- ④ 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその職務を代行する。
- ⑤ 会計はこの会の会計を担当する。
- ⑥ 会計監査はこの会の会計を監査する。

(会議) 第六条

この会の会議は総会と役員会、並びに定例会とする。

- ① 総会は会長が招集しこの会の事業実施に関する基本計画及び予算を協議決定し、決算を承認する。総会は原則として毎年4月に開催する。
- ② 役員会は会長が必要と認めたとき、随時開催する。
- ③ 定例会は月一回とし、活動を円滑に行うために開催する。

(経費) 第七条

この会の経費は会費及び補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。  
会員の会費は年間600円とする。